

平成29年度 第1回船橋市国民保護協議会会議録

日時：平成30年3月13日（火）午後1時30分～2時00分

場所：市役所本庁舎 9階 第1会議室

○事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「平成29年度船橋市国民保護協議会」を開催いたします。

本日の会議は、定数44人中35人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市国民保護協議会条例第4条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは審議に先立ちまして、船橋市国民保護協議会の会長であります、松戸 徹 船橋市長よりご挨拶を申し上げます。

○会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

そして、日頃より、船橋市政全般にわたり、様々な角度からお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

船橋市は昨年4月に市制80周年を迎え、年度としては3月末まで80周年記念の事業行っており、現在非常に賑わいのある状況となっております。福祉・教育等、様々な施策を進めておりますが、何といたっても日頃の市民の安全と安心を確保することが、行政の一番の基盤になってきております。

そういった中、昨今の北朝鮮のミサイルの問題を初めとして、東京オリンピックに向けて千葉県もオリンピック会場になるということで、テロへの対策の強化等、様々な課題も生じてきております。

本日の国民保護協議会ですが、国の基本指針、また、千葉県の国民保護計画が変更されており、これに合わせて平成19年の1月に策定した市の国民保護計画も見直しを図りたいということでお集まりいただきました。

是非とも忌憚のないご意見を賜りまして、しっかりとした計画及び計画に基づいた施策を取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○事務局（課長補佐）

（はじめに、事務局より、各委員の紹介及び配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市国民保護協議会を始めさせていただきます。船橋市国民保護協議会条例第4条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。

それでは市長お願いします。

○議 長（市長）

これより議事に入ります。本日の議題は、諮問事項1件でございます。
それでは、諮問事項の議案第1号「船橋市国民保護計画の変更について」事務局より説明願います。

○事 務 局（課長）

お手元の資料「船橋市国民保護計画の変更について(概要)」をご覧ください。

はじめに、国民保護法についてご説明申し上げます。正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・県・市町村等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定したものです。

なお、平成16年の国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられています。

次に、船橋市国民保護計画でございますが、武力攻撃事態等において、国の指針に基づき、船橋市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

武力攻撃事態等に対し、本市が警報の伝達、避難誘導及び救援活動等を的確・円滑に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にすることを目的としています。

船橋市では、国民保護法に基づき、平成19年1月に策定しておりました。

今回の変更の背景といたしましては、平成19年1月に本市国民保護計画を策定以後、国の国民の保護に関する基本指針及び千葉県国民保護計画が変更されており、また、平成29年8月及び12月に千葉県を通じて消防庁より、「国民の保護に関する基本指針等の内容の市町村国民保護計画への反映及び避難実施要領のパターンの作成の促進について」及び「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について」の通知において、国の基本指針・県国民保護計画の変更を踏まえ、市町村国民保護計画の見直しについて助言があり、併せて、市町村国民保護計画変更の参考例が示されたことからそれに倣い変更を行っていくものでございます。

主な変更内容につきましては、【①新たなシステムの活用に関するもの】として、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」、「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」及び「安否情報システム」を活用する旨を追記しました。

「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」とは、弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、緊急地震速報等の自然災害情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星及び地上回線を用いて送信

し、市町村の防災行政無線を自動的に起動させること等により、住民に瞬時に伝達するシステムです。

次に、「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」についてですが、国と地方公共団体間の総合行政ネットワーク回線(LGWAN)を利用して、緊急情報の通信を行うものです。緊急情報のメッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末にメッセージを着信すると同時にアラーム音が鳴り、緊急情報の伝達を遅滞なく知らせることができるシステムです。

次に、「安否情報システム」についてですが、「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」同様に総合行政ネットワーク回線(LGWAN)を利用します。武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方々の安否情報をシステムに登録し、国民からの照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステムです。

次に、【②関係機関との連携に関するもの】として、武力攻撃事態等合同対策協議会に参加する旨を追記しました。市は、国、県の現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ることになりますが、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものです。

次に、大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう、市は、大規模集客施設等の施設管理者等と連携して対策をとる旨を追記しました。

次に、【③弾道ミサイル落下時の行動の周知に関するもの】として、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知する旨を追記しました。

次に、【④地域防災計画の修正に伴うもの】として、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を要する人を「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」へ名称を変更したことに伴い記述を変更しました。

次に、市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い、市国民保護対策本部の構成及び事務分掌を変更しました。

次に、【⑤組織改正に伴う変更及び資料編の変更に関するもの】として、船橋市の組織改正に伴い、名称の変更及び資料編におけるデータの更新を行いました。

以上が主な変更内容です。

続きまして、変更の経過についてご説明いたします。

平成29年11月の通知にて、船橋市国民保護協議会委員各位に、本計画の変更についてお知らせするとともに、変更案を送付し、内容をご確認いただきました。

このときに頂いたご意見とその対応についてまとめたものが、別紙「平成29年11月 船橋市国民保護計画修正案への意見」でございます。意見のとおり纏めさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

また、パブリック・コメントを平成29年12月15日から平成30年1月15日にかけて実施いたしました。寄せられたご意見はございませんでした。

最後に、今後のスケジュールでございますが、この変更案について、本協議会においてご承認いただけましたら、次に千葉県知事との協議をすることとなります。

千葉県知事との協議終了後、平成30年第2回定例会で船橋市国民保護計画の変更について報告する予定です。

以上で、船橋市国民保護計画の変更について、説明を終わらせていただきます。

○議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。なお、ご発言に際しては、挙手をして、氏名をお願いいたします。

ないようですので、

「船橋市国民保護計画変更(案)について」の採決に移ります。

それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は承認されました。

以上をもちまして本日の議題は終了となります。これもちまして会議を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局へ戻します。

○事務局（課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市国民保護協議会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして散会いたします。